

福祉バス使用の際は、次のことにご留意ください。

1. 福祉バスを何のため（目的）に使用されますか？

福祉バスは、本会が定める団体等が地域福祉を推進するため、研修、訓練、視察、見学及びレクリエーション等の運営上運行が必要と判断される場合に運行させていただいております。

万が一事故が発生した場合の補償等につきましては、本会が加入している保険の補償範囲となります。（営業用車両の保険とは違います。）

※団体等が送迎のみを目的とする使用については、原則的にお断りさせていただきます。

※本会が定める使用可能な団体であっても、内容や時間等の理由により、民間の貸切バスやレンタカー等の利用が適当であると判断される場合は、お断りさせていただくことがあります。

2. 福祉バスをご使用予定の人数は何名ですか？

福祉バス使用の際の人員は、15名以上となっています。

※福祉バスは40人乗りの中型バスですが、安全確保のためシートベルト着用の33席とさせていただきます。

3. 福祉バスを、どのように（いつ、どこへ等）ご利用を予定されていますか？

使用範囲 距離 往復で300km以内

時間 9時～16時30分

※使用範囲内であっても運行管理上問題がある場合は、お断りさせていただきます。

※土日・祝日の運行につきましては、運転士の確保等により、使用ができない場合もあることをご了承ください。

4. 福祉バスを運行するための手続き

(1) 福祉バス使用申込書等関係書類の提出

予約は使用予定日の3か月前から受け付けますが、決定は使用予定日の2か月前になります。使用申込書等の関係書類は、使用予定日の1か月前までに提出をお願いします。提出後福祉バス使用許可書を発行します。提出されない場合、予約等を入れられても運行することはできません。

(2) 福祉バス使用会費の納入

福祉バスは走行距離に応じた会費として、原則1kmあたり150円の使用会費が必要となります。（有料道路利用料、駐車料及びその他特別の負担を求められた場合は使用団体の負担です。）使用会費はご利用日から起算して10日以内に本会へ納入をお願いいたします。

安心して皆さんにご使用いただくためにも、本趣旨のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ 社会福祉法人 基山町社会福祉協議会

TEL 92-3311

FAX 92-3946